

# 多言語商品情報提供サービス規約

2017年12月1日 29規約第1号 制定

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本サービスの名称は、「多言語商品情報サービス」（英文名 Multi-language product information service、英文名略称 Mulpi）とする。

### 第2条（事業主体および管理）

本サービスは、一般財団法人流通システム開発センター（以下、当センター）が事業主体となり管理・運営する。

## 第2章 目的および事業

### 第3条（目的）

本サービスは、訪日外国人の買い物の利便性を高め消費拡大を図るために、ブランドを保有し商品の製造や販売を行う事業者（以下、ブランドオーナー）が、訪日外国人（以下、利用者）に対して商品のバーコードを利用して、商品情報を多言語で簡単かつ低コストで発信可能な共通基盤の提供を目的とする。

### 第4条（事業）

1. 当センターは、前条の目的達成のために、次の事業を行う。
  - (1) 多言語による商品情報の収集・管理・提供に関する事業
  - (2) 多言語による商品情報作成のための各種支援事業
  - (3) 会員に対する各種情報フィードバック
  - (4) その他本サービスの目的を達成するために必要な事業
2. 本サービスの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本サービスの事業費は、会員が支払う入会金、年会費をもって、これにあてる。

## 第3章 会員

### 第5条（会員の種類）

本サービスの会員は正会員、協力会員とする。

### 第6条（正会員）

1. 正会員は、第7条のいずれかの商品データベース事業者に自社商品情報を登録し、本サービスを通じて多言語による商品詳細情報の提供を行うブランドオーナー（PB商品のブランドオーナーを含む）とする。
2. 正会員は本サービスにより、自らが保有する言語別の商品詳細情報（Webサイト）のURL情報を既定のフォーマットにより登録できる。登録された情報は、本プロジェクトの目的以外には利用されない。
3. 正会員は、本サービスの利用者が照会した商品に関するログ情報等を入手し利用することができる。

## 第7条（協力会員）

本サービスに対し商品の基本情報を提供する次に記載する商品データベース事業者を協力会員とする。

- イ プラネット商品データベース（株式会社プラネット）
- ロ FDB（株式会社ジャパン・インフォレックス）
- ハ JSMD-DB（セルフメディケーション・データベースセンター）
- ニ 流開データプール（流通システム開発センター）
- ホ その他、運営・普及委員会が認めた事業者

## 第8条（入会）

あらたに会員となろうとする者は、本規約を承認の上、別紙様式1の加入申込書を当センターに提出し、審査を受けて入会することができる。

## 第9条（入会金及び、年会費）

1. 本会の会員が負担する入会金及び、年会費は、別紙1「参加料金表」で定める。
2. 正会員は、入会に際して入会金を納入し、規準により算定される年会費を期日までに納入する。
3. 当センターは、毎年1月末日までに年次更新の通知をし、3月末日までに年会費請求書を会員あてに送付する。請求書を受け取った会員は、4月1日以降7月1日までに、年会費の入金を完了しなければならない。
4. 会費は指定された銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は会員の負担とする。
5. 納入された入会金、年会費等は、これを返還しない。

## 第10条（期中入会の場合の会費の取扱い）

1. 本会の会員になろうとする者が、事業年度の期中で会員となった場合の年会費は、次のとおりとする。
  - (1) 4月1日から9月30日までに入会した場合 … 会費の12ヶ月分
  - (2) 10月1日から3月31日までに入会した場合 … 会費の6ヶ月分
2. 期中入会時の入会金及び年会費は、請求書の受領の日から2ヶ月以内に前条5項により支払う。

## 第11条（届出）

会員は、その名称、所在地、担当者氏名、連絡先等所定の事項を当センターに届け出る。変更があったときは、別紙様式2の変更届により当センターに届け出る。

## 第12条（退会）

1. 会員が退会する場合は、別紙様式3の退会届を1か月前までに当センターに提出する。
2. 退会までに発生した第9条に定める年会費等を支払わなければならない。
3. 退会後は、登録された当該企業のURL情報は、削除される。

### 第13条（除名）

会員が次の各号に該当するときは、除名することができる。

- (1) 第9条に定める年会費等の納入を怠ったとき
- (2) 本規約に違反する行為があったときまたは不適切な行為があったとき

## 第4章 部会

### 第14条（部会）

本サービス運営のため、次の部会を設ける。

- (1) 運営・普及委員会
- (2) 技術部会

### 第15条（運営・普及委員会）

1. 運営・普及委員会は、本サービスの運営や普及に関わる以下の事項の検討、調整、承認等を行う。
  - (1) 規約の改訂
  - (2) 商品データベース事業者の入会および条件等の検討
  - (3) システムベンダ等の入会および提携条件等の検討
  - (3) 本サービスが利用者に提供するサービスメニュー、および正会員に提供するフィードバック情報等の改訂
  - (4) 本サービスの普及施策の検討および実施
  - (5) その他、本サービスの運営・普及に必要な事項の検討
2. 運営・普及委員会の所管事項のうち、本サービスの運営については、当センターが行うものとする。
3. 運営・普及委員会のメンバーは、正会員および協力会員の中から自薦、他薦により10名以内で選出する。
4. 運営・普及委員会には、互選により、座長1名、副座長1名を置く。
5. 運営・普及委員会の議事は、運営・普及委員の過半数でこれを決する。
6. 運営・普及委員会は、必要に応じて会員全体会議を招集することができる。

### 第16条（技術部会）

1. 本サービスの技術的な事項の検討機関として、技術部会を置く。
2. 技術部会のメンバーは、運営・普及委員会の座長、副座長および、協力会員のうち商品データベース事業者、提携システムベンダ等から運営・普及委員会が指名する。

## 第5章 サービス終了

### 第17条（サービス終了の場合の措置）

本サービスを終了する場合には、当法人は運営・普及委員会との協議、調整を経て、必要な終了処理を行う。

## 附則

本規約は、平成29年12月1日から施行する。

2017年12月1日制定

正会員

入会金 : 200,000円(税抜)

年会費 : 100,000円(税抜)

注 正会員のうち、中小企業基本法の定義による中小企業者については、その入会金及び、年会費は以下の通りとする。

入会金 : 40,000円(税抜)

年会費 : 20,000円(税抜)

協力会員については、各種条件によって、料金は、別途定める。

## 多言語商品情報提供サービス 入会申込書

多言語商品情報提供サービス規約に同意し、下記の通り、入会を申し込みます。

項 目 名		記 入 欄
申請日		年 月 日
会社名	フリガナ	
	名称	
本社所在地	郵便番号・都道府県	〒
	市区町村	
	番地・ビル・階数	
ホームページ URL		
業種、主な取扱商品分類		
登録予定商品数		
中小企業に該当（*1）		（ ） 該当 資本金： 円、従業員： 人
連絡窓口担当者 （*2）	所属	
	役職	
	氏名	印
	電話番号	
	メール・アドレス	
	郵便番号・都道府県	
	市区町村	
	番地・ビル・階数	
<複数に案内を希望する場合>		_____
氏名／メールアドレス		
氏名／メールアドレス		

（\*1）中小企業基本法の定義に当てはまる場合は、該当に（○）、資本金と従業員数を記入願います。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

（\*2）入会金・年会費の請求書、商品情報 URL 登録案内などは、連絡窓口担当者に送付させていただきます。

## 多言語商品情報提供サービス 変更届

登録内容に変更が有りましたので、変更内容を連絡致します。

(\*) 変更が有った項目に○、変更内容を記入願います。

項目名		記入欄	変更
申請日		年 月 日	
会社名	フリガナ		
	名称		
本社所在地	郵便番号・都道府県	〒	
	市区町村		
	番地・ビル・階数		
ホームページ URL			
業種、主な取扱商品分類			
登録予定商品数			
中小企業に該当 (* 1)		( ) 該当 資本金： 円、従業員： 人	
連絡窓口担当者 (* 2)	所属		
	役職		
	氏名		印
	電話番号		
	メール・アドレス		
	郵便番号・都道府県		
	市区町村		
	番地・ビル・階数		
<複数に案内を希望する場合>		_____	
氏名/メールアドレス			
氏名/メールアドレス			

(\* 1) 中小企業基本法の定義に当てはまる場合は、該当に (○)、資本金と従業員数を記入願います。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

(\* 2) 入会金・年会費の請求書、商品情報 URL 登録案内などは、連絡窓口担当者に送付させていただきます。

退会を申し込みます。

項目名		記入欄
申請日		年 月 日
会社名	フリガナ	
	名称	
本社所在地	郵便番号・都道府県	〒
	市区町村	
	番地・ビル・階数	
連絡窓口担当者	所属	
	役職	
	氏名	印
	電話番号	
	メール・アドレス	
	郵便番号・都道府県	
	市区町村	
番地・ビル・階数		